

海外法令における交雑個体に係る規定の概要

下表は、主要国における絶滅危惧種の交雑個体の取扱いを整理したものである。

国/地域	法的枠組み	交雑個体の取り扱い	詳細情報	将来の方向性/課題
アメリカ合衆国	絶滅危惧種法 (Endangered Species Act, ESA)	・明確な規定なし ・米国魚類野生生物局 (FWS) が大きな裁量権を持つ	・ESA は「最良の入手可能な科学的および商業的データ」の使用を要求するが、交雑個体の扱いに関する具体的なガイダンスは提供していない ・この柔軟性により、FWS はケースバイケースで独自の判断を下すことができる ・FWS は以前、交雑個体に関する方針を持っていたが、いくつかの論争を引き起こす保護決定につながったため、現在はその方針を保留している ・FWS の生物学者は、「最良の入手可能な科学」とケースバイケースのアプローチに基づいて、保護の必要性を判断している ・多くの FWS 職員は現在のケースバイケースのアプローチを継続することを望んでいる ・一部の職員は手続きに関するより多くのガイダンス(「な」交雑方針)を求めている	・交雑個体の保護に関する明確なガイドラインの策定が求められている ・特に回復計画や重要生息地の指定において、交雑の問題への対処指針が必要とされている
カナダ	野生動植物保護種国際取引法 (WAPPRIITA)	・WAPPRIITA 自体には交雑個体に関する明確な規定はない ・カナダ野生生物種状況委員会(COSEWIC) が 2018 年に承認したガイドラインで言及	・自然発生的な交雑: 評価対象の野生生物種の一部として含めることが可能。成熟個体数の計算にも含めることができる ・人為的な交雑: より慎重なアプローチが取られる － 直接的な人為的交雑: 遺伝的に異なる個体群の導入や、意図的な交配によって生じた交雑 － 間接的な人為的交雑: 生息地の破壊や改変、生殖障壁の喪失などによって引き起こされる交雑 ・COSEWIC は、交雑の程度や影響を考慮しつつ、ケースバイケースで評価を行う ・純粋な個体群の生存可能性へのリスク評価: 交雑個体が不妊であったり適応度が低い場合でも、純粋な個体群の生存可能性にリスクをもたらす可能性を考慮 ・遺伝子浸透の影響評価: 交配が継続的に成功すると、純粋な個体群への遺伝子浸透が進み、純粋な遺伝子型の喪失につながる可能性を考慮	・基本的には純粋な個体群の保全が優先される ・交雑個体が重要な生態学的役割を果たしている場合は、評価に含める可能性がある
欧州連合 (EU)	EU ワイルドライフ貿易規則 EU Wildlife Trade Regulations	・少なくとも片方の親が規制対象種である交雑個体は、規制の対象となる ・親の保護状況に基づく段階的規制	・交雑動物: 過去 4 世代の系統の中に Annex A または B に掲載されている種が 1 つ以上含まれている場合、その交雑個体は純粋種と同様に規制の対象となる。これは、たとえ交雑種自体が附属書に具体的に記載されていなくても適用される ・交雑植物: 片方の親が Annex A に掲載されている種であっても、特別な注釈がない限り、より厳しい規制は適用されない。つまり、交雑種の親の一方が附属書 A に記載されていても、特別な注釈がない限り、その交雑種は附属書 B の規制が適用される ・一部の人工繁殖された交雑植物 (例: ラン科	・交雑個体が規制対象となる場合、純粋種と同様に、輸出入や商業利用に関する許可や証明書が必要となる ・人工繁殖された交雑植物の規制除外条件の明確化が今後の課題となる可能性がある

			の特定の属の交雑種)は、一定の条件を満たせば規制の対象外となる場合がある ・ 例として、特定の条件下で人工繁殖された交雑種や栽培品種が規制から除外される	
中国	中華人民共和国野生生物保護法	希少種の交雑種について明確な規定はない	・ 人工繁殖に関する詳細な規定あり： － 特に国家重点保護野生動物や生態学的価値の高い陸生野生動物が対象 － 人工繁殖は、種の保存、科学研究を目的とし、野生動物資源の破壊や違法な捕獲を伴ってはならない ・ 中国固有の野生動物の遺伝資源を、国外の機関や人員に提供することは禁じられている ・ 国際的な科学研究協力においては、中国の機関や研究者の実質的な参加、利益分配に関する合意、中国の法律の遵守などが求められる	・ 交雑種に関する具体的な法解釈やガイドラインは現時点では示されていない ・ 交雑種の保護や利用に関する判断は、個々のケースごとに、関係当局によってなされることが考えられる ・ 野生動物の遺伝的な保全にも関心を払っており、交雑種についても、その扱いが将来的に議論される可能性がある
オーストラリア	環境保護と生物多様性保全法 1999 (EPBC 法)	交雑個体に関する具体的な規定なし	詳細情報なし	-
韓国	野生生物保護及び管理に関する法律	交雑個体に関する具体的な規定なし	詳細情報なし	-
インド	野生生物保護法	交雑個体に関する具体的な規定なし	詳細情報なし	-